

平成29年度 第4回河南町特別職報酬等審議会議事録

日 時 平成30年3月15日（木）午後3時～

場 所 河南町役場4階 大会議室（北）

出席者 榎野日出男会長、浅野雅美委員、石原佑也委員、村元保男委員、吉岡賀子委員

事務局 総務部 南部長、人事財政課 渡辺課長、和田課長補佐

1 追加資料説明

追加資料5 市町村長の支給総額（任期4年）

追加資料6 副市町村長の支給総額（任期4年）

追加資料7 教育長の支給総額（任期3年）

2 答申（案）説明

3 審 議

4 答 申

5 解 嘱

【議事内容】

会 長 それじゃ、第4回の特別職報酬審議会を開会いたします。ちょっと前の会議がずれ込みまして、私、それからA委員につきましてはちょっと遅刻いたしまして、申しわけありませんでした。

前回の会議で退職手当を条例本則によって恒久的に削減するものであれば、報酬月額や期末手当なども含めた総額ベースで確認する必要があるんじゃないかというようなご意見がございまして、そこで一旦答申を上げることを後ろへ持っていきまして、改めてそのポイントについてご審議をいただくということにいたしました。新たな資料が事務局のほうから皆さんのお手元に届いていると思いますので、これは事務局の方から、ひとつ説明をお願いいたします。

事務局 事前にお配りさせていただきましたA3の大きい資料はお持ちでしょうか。右肩のところに追加資料5、追加資料6、追加資料7ということで書いているやつでございまして。

それでは、資料のほうの説明をさせていただきたいと思います。

前回の会議で、退職手当を条例本則により恒久的に削減するのであれば、任期中の総額ベースを確認した上で答申をすべきではないかというご意見をいただきましたので、総額ベースでの資料を作成させていただきました。

市町村長の支給総額ということで、任期4年における総額の計算をしております。まず、一番左端がそれぞれの報酬月額を記載しております。町村のところでいきますと、島本町で80万円、これが報酬月額となります。その右隣に地域手当の支給率と支給額が記載されております。地域手当を支給している市町村につきましては、市レベルでは河内長野市以外は支給されております。町村のレベルでは、

島本町、豊能町、忠岡町、熊取町、千早赤阪村が地域手当を支給しておりまして、本町は地域手当のほうは支給しておりません。町村のほうの地域手当の支給率はどことも6%となっておりまして、報酬月額に乗じて計算することになります。したがって、島本町ですと、80万円の6%、4万8,000円が地域手当となりまして、報酬と地域手当を合わせた84万8,000円が月額の報酬ということで、84万8,000円が月額報酬となります。その隣の年間支給額というのが、この84万8,000円を12カ月乗じますと、年間で1,017万6,000円という形になります。これが月額の報酬です。

その隣が、今度期末手当です。ボーナスですね。こちらにつきましても、支給月数を見ていただきますと各市町村においてばらつきがあります。役職加算についてもばらつきがあります。この支給月数につきましては、基本的には人事院の勧告に基づきまして一般職のボーナスを改定するとき一般職と同様に引き上げている場合や見送っている場合とかいろいろな場合が混在しているので、支給月数が市町村によってばらばらという形になっております。大体が4.2から4.3あたりという形になっておりますけども、本町の場合、見ていただきますと、下から2行目の河南町ですが、支給月数は4.25カ月という形になっていまして、一般職が4.3カ月なので0.05カ月の差がございます。太子町や千早赤阪村は4.3カ月で、一般職と同様の支給率となっております。本町は、平成18年の集中改革プランのときに各種団体の補助金をカットしたときに特別職の期末手当の引き上げを見送ったことにより、ここではちょっと差が出ているという経緯があります。

その隣が役職加算率ということで、これは報酬月額に役職の加算率、例えば河南町でいきますと84万円に15%を加算した金額が期末手当の基礎額になります。河南町でいきますと、96万6,000円が期末手当の基礎額になりまして、それに対して4.25カ月分の支給月数を掛けると、年間のボーナス、期末手当は410万5,500円となります。報酬と合計、先ほどの12カ月の報酬と期末手当を合計いたしますと、1,418万5,500円となります。これを4倍して4年総額にいたしますと、5,674万2,000円という形になります。

その隣が、今審議いただいております退職手当ですが、基本的には任期ごとに支払っておられまして、河南町の場合、現行の条例では在職月方式任期ごとで100分の45ということで、1,814万4,000円の退職手当が支給されるというのが条例上の形になっています。これと先ほどの任期中の5,674万2,000円を足しまして、任期中の総支給額は7,488万6,000円となります。これを4年で割り戻しますと、年収ベースでは1,872万1,500円、これが年収ベースの金額という形になります。その下のところに上記自治体平均ということで、南河内の市と町村の平均を出しますと、1,906万9,235円ということで下回っておりますけども、その下の町村の平均では、1,717万8,847円ということで、町村平均を条例本則でいきますと上回

るという形になっています。

今回、退職手当の審議をしていただいております、その下のところにありますように、左端、河南町答申案ということですが、これでいって、その退職手当の支給率を100分の35に改正した場合、退職手当が1,411万2,000円となりまして、総額は7,085万4,000円。4年で割り戻しますと1,771万3,500円ということで、退職手当を本則で100分の35に引き下げたとしても町村平均を若干上回る、近い数字ではありますけども若干上回るという形になっております。

これは、しかし、報酬月額84万円で計算した場合は上回りますけども、本町のよりに報酬審議会の諮問を得た上で報酬月額を今まで13%、あるいは10%と削減していることから考えますと、町村平均を下回る形になっております。ですので、今回、今後の報酬月額の判断によっては、ちょっと府内町村を下回るケースが出てくると。ただ、条例上で計算いたしますと、府内町村を上回りますけど、近い数字というふうになるという形になっております。

大体それが町村長の部分で、めくっていただきまして、資料6が副町長でございまして、副町長のほうにつきましても、下のほうの欄でございまして、下のほうの欄の一番右端で府内町村の平均は1,357万772円。退職手当を前回まで協議していただいた内容に本則で引き下げたとしても、1,371万1,250円ということで、府内町村、近似値ではありますけども、若干上回るという形になっています。資料の7が教育長でございまして、同様に計算いたしますと、右の端のほうで府内町村平均1,212万5,779円に対しまして、1,276万1,825円という形で、こちらにつきましても府内の町村平均を上回るという形にはなっております。

条例本則で計算いたしますと、大体府内町村の平均を若干、近い数字ではありますけども若干上回るというような結果となっております。これは、100分の45から100分の35に引き下げた場合もこういう形になるということになっています。

以上が資料の説明ということです。

会 長 ありがとうございます。何かご意見、あるいはご質問等ございませんか。

C委員 今現在、13%減で来ておりますわね。そしたら、この一番右端で年1,541万何がしになるわけですね、今、現在では。これをどの範囲で持っていくかということですね、結局。答申。

事務局 今回、諮問させていただいたのが、退職手当で100分の45から100分の35に引き下げましたと。それは、府内町村の平均は下回りましたという説明させていただいたんですけど、前回の会議で、やっぱり総額で1回見やんとあかん、何とも言えんちゃうかというようなご意見があつて、総額で示させてもらいました。

報酬13%削減、今、しているんですけども、これも附則の改訂なんです。

ですので、この3月末の任期が満了すると、一旦町長の報酬月額は84万円に戻ると。84万円に戻るという形になりますので、そうなってくると、1,541万ではな

くて、1,771万3,500円になると。

C委員 年収がね。

事務局 はい、今回、退職手当を本則で引き下げたとしても、府内町村は若干上回りますので、次の任期のときに報酬月額を幾らにするかによっては、府内平均を大きく下回る可能性は出てくるということになります。

C委員 報酬月額を13%削減で、するかどうかは次の段階ですね。

事務局 そうですね。せやから、3月31日の任期が満了すると、一旦は84万に戻りますので、84万での支給になります。そこで、また改めて報酬審議会に諮問されて、報酬月額を、例えば10%削減、5%削減、もうそのままというような話は、またその段階で判断していただいたらいいのかなというふうな。

A委員 ちょっと待ってや。俺、誤解してるから。今は、パーセント何パーやってんな。

事務局 13パー削減ですね。

A委員 13パー。これは、今月いっぱい。有効やな。

事務局 はい。4月1日以降、新たに再選されるか、誰になるかわからないですけども、新たに町長になられた方については、条例本則上の支給になります。

A委員 ああ、それはわかるねん。それはわかるねん。だから、今、武田町長が、この末で退職なさるといふときに支払う退職金は、84万をベースにはしないの。

事務局 しないです、はい。

会 長 ということなので、総額ベースで見ていただいたとしても、見ていただいた場合に、本則ベースでいけば、平均より若干上回る。しかし、現実には下回った形での支給にというのが我々の答申の骨子になりそうやなと、そういうところですね。

A委員 そういうことですね。

会 長 はい。ということは、35はそのままなのか。

事務局 35は、本則で今回にやった場合はそのままです。

会 長 そのままですか。戻るといふことはないわけやな。

事務局 そうですね。条例本則で退職手当の支給割合を35にいらいにいった場合は戻らないと。

会 長 ほか、何か皆さんご意見等ございませんか。

B委員 いいですか。

会 長 はい、どうぞ。

B委員 すみません。基本的なこと。地域手当ってどんな特性のものですか。初めて聞いたので。

事務局 一般職にも、一般職には、まず地域手当が出ているんです。地域手当というのは、公務員においてその地域の格差があるんですね。都市部と地方部では物価の格差があったりして、その地域に応じた手当を上乗せするんですわ。給料に。ですので、大都市、東京とか大都市へ行くと、地域手当が17か18ぐらいまでいくんか

な。その給料以外にその物価であったり、いろんな住むに当たってもお金がかかるとかいうことで、その地域手当、地域の特性に応じてパーセント、国が決めているパーセントがあって、それを適用して払っているんです。

一般職はそういう形で地域手当を支給するんですけども、特別職については地域手当を支給するか支給しないは、これは条例にまた委ねられているんです。ですので、同じように地域の差があるねんから特別職に地域手当を支給している市町村もあれば、やっぱり月額報酬という形にはもう地域手当の考えは含まれているというふうに報酬を設定しているというふうに考えれば、地域手当を支給していないという市町村もあります。これはもう市町村の判断なので。うちは、従来から報酬の月額の中にそういう考えを含んでいるということで、手当という形では出していません。

会 長 普通の会社なんかでも、札幌支店へ転勤ということになるんやったら、光熱費がようけかかるからというようなことで札幌支店の勤務者だけは特別な手当がつくとかね。普通の会社でもあるんやな、これはね。交通の便、不便等ありますわね。あるでしょうし。交通費を別途で負担しているところもあるかもしれないし、ちょっと細かいところまでは僕もようわからんですけど。

先ほど申し上げたように、総額ベースで大きく他の市町村らと、他の町村との格差はないよということで。したがって、総額ベースで見た場合にでも、当初我々が考えていた退職手当というのは、特別に突出したものでもないし、特別に低いものでもないよというような判断ではないかなと私は見ているんですが、いかがでしょう。ざっくり言えば。

そういった意味で、退職手当の支給割合については、前回までいろいろご議論いただいて、さらに今回こういう形で添付していただいた結果として、当初我々が考えていた算出方法に決定するというところでよろしゅうございますか。

(「結構です」の声)

会 長 ありがとうございます。ご異議ないものということで、これに基づいて、それじゃ、事務局さん、ちょっと答申案のほうの作成を進めていただければと思います。

事務局 はい。そしたら、ちょっと今改めて答申案、案と書いたやつをお配りさせていただきました。前回、とりあえずその答申案の文章について一通り説明はさせていただきますので、2ページ目ですね。2ページ目の第2回審議会までは説明、3ページ目ですね。3ページ目の第3回審議会ではということのところの上までは前回の説明させていただいた内容と全く同じです。

前回の答申案から変わっておりますのはそこから下でございます、こちらもちょうと読み上げさせていただきますと、第3回審議会では、前2回までの審議内容について府内町村の退職手当との比較、一般職の削減額との均衡性、前回答申からの継続性などを確認し、各答申案について協議した。協議において、今回の

諮問は特別職の退職手当に関するものであったが、本則により恒久的に削減するのであれば報酬月額や期末手当など、退職手当も含めた総額ベースにより府内町村との均衡を確認する必要があるとの意見により、再確認することを決定したと。ほんで、きょうが第4回審議会です。第4回審議会では、事務局から総額ベースの資料により説明があった。退職手当は、府内町村を下回るが、総額ベースでは条例本則により計算した場合、近似値ではあるが府内町村平均を上回ることを確認した。しかし、これまで特別職の報酬月額の削減は公約ではなく、河南町特別職等報酬審議会の答申を受けて実施している現状を考えると、条例本則が町村平均を上回ったとしても、事実上は府内町村の平均を下回っており、府内町村の比較において著しく均衡を失するものではないと判断した。したがって、退職手当の支給割合については、前回までの協議結果によることを決定したということで、今、先ほど決定していただいた内容を字面にさせていただいています。

そして、最後、おわりにということで、前回、総額ベースにより均衡を検討する必要があるということを書いておったんですが、きょう、その第4回で確認をしていただきましたので、その部分を削除いたしまして、おわりにの文章はそれ以後の形で、今回の審議の中で、町長への評価は高い情報発信力と積極的な行動力、事業を推進するリーダーシップなど、非常にすぐれているとの意見がある一方で、町長の退職手当が議会との確執で社会の注目を浴びる現状に苦言を呈すると同時に、町住民の負託を受けた者としての自覚のもとに、高邁な見識と善意を基盤にした良識に基づき、係る不毛の論争に早期の終結を図れるよう求めたい。これは会長のほうからもご意見をいただいて、こういった形でおわりにを締めたらということでもいただいた意見を書かせていただいております。

以上が答申案の内容でございまして、ここでまた修正したほうがいいというところがあれば、また。

A委員 最後のこの内容について、大変、我々の思いを書いていたんかなと、うまいこと書いていただいているんじゃないかなというふうに私は思います。

会 長 ありがとうございます。ほか、何か訂正とか、字句の誤りとか、あるいはご意見等ございましたら承ります。

ないようでございますので、これを最終の答申案ということにさせていただきますか。

(「結構です」の声あり)

会 長 ありがとうございます。満場一致で答申案ということにさせていただきます。案の字を消しておいてください。

(武田町長入室)

会 長 （答申書を朗読し町長へ手渡し）

平成30年3月15日

河南町長 武 田 勝 玄 様

河南町特別職報酬等審議会

会長 榎 野 日 出 男

特別職（町長、副町長及び教育長）の退職手当の額等について（答申）

平成30年1月18日付け河南人第18号により本審議会に対して町長から諮問のあった標記について、慎重に審議した結果、次のとおり答申します。

答 申

1. はじめに

平成30年1月18日に、河南町長から「特別職（町長、副町長及び教育長）の退職手当の額等について」の諮問を受けた。

平成29年12月20日の定例会議において、国家公務員の退職手当が引き下げられたことを受け、一般職の退職手当に関する条例が改正された。これにより、特別職の退職手当についても検討する必要があるため意見を求められた。

ただし、諮問を受けるまでの期間に生じた、平成29年12月5日の定例会議において可決された議員提出議案第7号、平成30年1月16日の臨時会議において可決された委員会提出議案第1号については、ともに特別職の退職手当を見直すものではあるが、当審議会としては、これらの経過や内容にとらわれることなく、中立公正な立場に立って、大阪府下の近隣市及び他町村の状況、本町の財政状況、一般職の退職手当の削減状況などから慎重に審議を重ね次の審議結果を得た。

2. 特別職（町長、副町長及び教育長）の退職手当の額等について

(1) 退職手当の算定方式及び支給割合

町長、副町長及び教育長の退職手当の算定方式及び支給割合については、次のとおりとすることが適当である。

(ア) 算定方式 在職月方式

(イ) 支給割合

町 長 100分の35

副町長 100分の22.5

教育長 100分の18

(2) 改定の実施時期

改定の時期については、一般職の退職手当に関する条例が、平成30年1月1日に施行され、同年3月31日の退職手当に適用されることから、同日に任期満了となる町長の退職手当においても上記を適用することが適当である。

### 3. 審議会開催状況

第1回審議会 平成30年 1月18日

第2回審議会 平成30年 1月29日

第3回審議会 平成30年 2月15日

第4回審議会 平成30年 3月15日

### 4. 審議経過及び内容

地方自治法第138条の4第3項の規定による町長の附属機関として、地方公共団体の特別職の報酬等の額の決定について、第三者機関の意見を聞くことにより一層の公正を期することが出来るので、区域内の公共的団体等の代表者など5名の委員構成からなる河南町特別職報酬等審議会が平成30年1月18日に設置された。

まず、第1回審議会では、町長、副町長及び教育長の退職手当の額について、諮問するに至った経過と各種資料の説明が事務局よりあった。

事務局の説明より、本町の財政力指数は町村の平均を下回り自主財源に乏しく、地方交付税に依存している構造となっているが、財政の健全化を示す指標は基準を満たしており、黒字決算を維持していることを確認した。また、税収では賦課額が減少する中で、徴収率の向上により増収になっていることを確認した。

次に特別職の退職手当を支給することについて検討を行った。府内近隣市及び町村の特別職の退職手当については、地方自治法の規定により各自治体の判断にゆだねられていることから、退職手当を廃止している自治体もあり、また、選挙公約により任期限りの削減など様々な場合が見受けられた。しかし、府内町村で退職手当を辞退している自治体はあるが、退職手当を廃止している自治体はなく、常勤である勤務形態や4年という任期における特別職としての職務・職責、業務に伴うリスクなどを考えれば、任期中の功績を評価する意味においても退職手当は支給すべきであると決定した。

第2回審議会では、前回の審議を経て、具体的な退職手当について検討を行った。まず、市町村長の退職手当については、選挙公約など自らの判断で削減していることは考慮せず、各自治体の条例に規定されている本来あるべき退職手当で検討することを決定した。

次に、退職手当の見直しの要因となった一般職の退職手当との比較において、平成25年に大幅な引下げがあり、さらに平成29年も引下げられた事を受け、特別職の退職手当も同程度の引下げはやむを得ないと決定した。

次に、退職手当の水準は、府内町村の平均値を参考とし、算定方式や支給割合の検討を行った。

まず、算定方式について、平成30年1月臨時会議において、在職月方式から一般職同様の在職年方式に改正された。任期は4年であるが、身分が保障されているわけではなく、任期中の政治的責任などにより失職もあることから、多数の自治体で採用



している在職月方式により算定することを決定した。

次に、支給割合について、前回（平成25年）の答申で引下げられた支給割合（100分の45を100分の35に引下げ）を中心に検討した。その結果、町長は、退職手当の基礎となる報酬月額を前回（10%から13%削減）より引下げていることから、前回の支給割合とした場合でも一般職との均衡が図られることから前回の支給割合と同じにすることを決定した。

この結果、町長の退職手当は、参考とした府内町村の平均値を下回る厳しい内容となるが、住民目線の立場で考えればやむを得ないと判断した。

次に、副町長及び教育長の退職手当についても、前回答申で引下げられた支給割合（副町長は100分の25を100分の22.5に、教育長は100分の20を100分の18）で検討した結果、府内町村の平均値の近似値となることから前回の支給割合と同じにすることを決定した。

前回の改正は、附則により任期限りの改正であったが、今回は、本来あるべき退職手当の審議であったことから、本則により改正することにより恒久的な削減とすることを決定した。

第3回審議会では、前2回までの審議内容について、府内町村の退職手当との比較、一般職の削減額との均衡性、前回答申からの継続性などを確認し、答申（案）について協議した。

協議において、今回の諮問は、特別職の退職手当に関するものであったが、本則により恒久的に削減するのであれば、報酬月額や期末手当など退職手当も含めた総額ベースにより府内町村との均衡を確認する必要があるとの意見により、再確認することを決定した。

第4回審議会では、事務局から総額ベースの資料より説明があった。退職手当は府内町村を下回るが、総額ベースでは、条例本則により計算した場合、近似値ではあるが府内町村平均を上回ることを確認した。しかし、これまで特別職の報酬月額の削減は、公約ではなく河南町特別職等報酬審議会の答申を受けて実施している現状を考えると条例本則が町村平均を上回ったとしても事実上は、府内町村の平均を下回っており、府内町村の比較において著しく均衡を失するものではないと判断した。従って、退職手当の支給割合については、前回までの協議結果によることを決定した。

## 5. おわりに

今回の審議の中で、町長への評価は、高い情報発信力と積極的な行動力、事業を推進するリーダーシップなど非常に優れているとの意見がある一方で、町長の退職手当が議会との確執で、社会の注目を浴びている現状に苦言を呈すると同時に、町住民の負託を受けた者としての自覚の下に、高邁な見識と善意を基盤にした良識に基づき、かかる不毛の論争に早期の終結を図られるよう求めたい。

町長 一言お礼を申し上げます。延べ4回に渡り慎重に審議していただき、大変お忙しい中、多面的に検討をいただき、今、会長から答申をいただきました。この答申に、これ以上の物はございません。真摯に受け止めさせていただきます。どうもありがとうございます。

会長 これをもちまして、諮問いただいた審議は終了いたしますが、後日、公開されます議事録につきましては、会長の方でまとめさせていただきますので、ご了承をお願いします。

事務局 会長、ありがとうございました。以上で答申をいただきましたので、委員の皆さんはここで解嘱となります。どうもお疲れ様でした。